# 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条の二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令 （平成十三年経済産業省・環境省令第二号）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第八条の二第一項に規定する指定試験機関として次の者を指定する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年一二月一日経済産業省・環境省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二五年六月一二日経済産業省・環境省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。